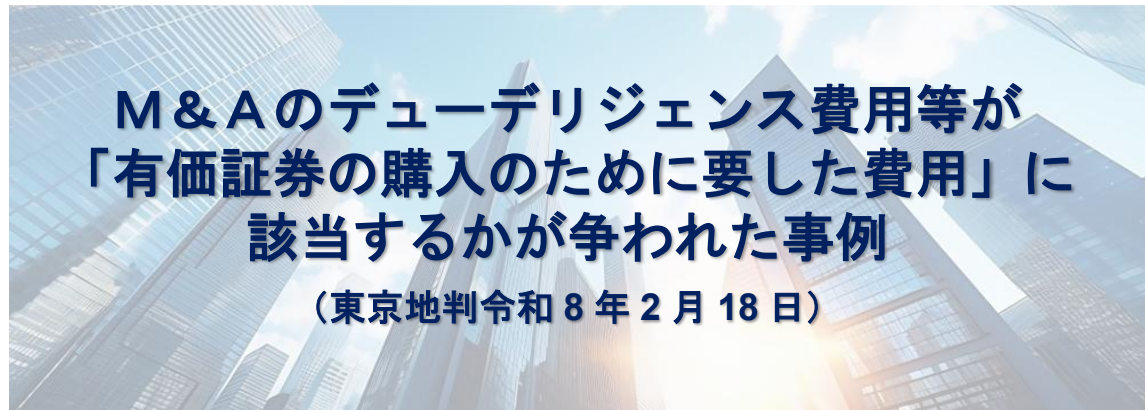


岩田合同法律事務所 ニュースレター

2026 年 8 月

税務



弁護士・公認会計士・公認不正検査士 武藤 雄木

東京地方裁判所は、令和 8 年 2 月 18 日、株式取得の方法による M & A 取引の過程で支払われた M & A 仲介会社に対する各報酬及び弁護士等に対するデューデリジェンス（以下「DD」といいます。）に係る各報酬（以下、併せて「本件各費用」といいます。）が、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するかが争われた事件について、仲介会社に対する成功報酬は同号の費用に該当すると判断し、原告の請求を一部認容しました。

法人税法上、購入した有価証券の取得価額は、その購入の代価に「購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用」を加算した金額とされ（法人税法施行令 119 条 1 項 1 号）、同号の費用に該当すれば、支出した事業年度の損金の額に算入することはできず、当該有価証券の譲渡の際に「譲渡に係る原価の額」の一部として譲渡損益の算定の基礎になることとなります（法人税法 61 条の 2 第 1 項、同項 2 号）。DD 等費用の該当範囲については、法令・通達上、具体的な定めは置かれておらず、同号の該当性は税務調査においてしばしば問題とされてきました。本判決はこの論点に関する初めての司法判断とみられており、実務上重要な意義を有していますので、その概要をご紹介します。なお、本判決に対しては国が控訴しています。

1 本判決の骨子

（１）結論

本件各費用のうち、M & A 仲介会社に対する成功報酬は、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するが、同仲介会社に対する情報提供料及び業務中間報酬並びに弁護士等に対する法務調査及び財務調査に係る各報酬はいずれもこれに該当しない。

(2) 認定事実等

- 原告及びB社（後に原告に吸収合併された会社）は、いずれも同一の個人が中核会社の代表取締役を務める企業グループに属する株式会社であり、それぞれD社及びC社との企業提携を検討していた。
- 各案件の提携仲介契約は、いずれも上記の中核会社がM&A仲介会社との間で締結し、その契約上の地位をB社又は原告が承継したものである。同契約では、①契約の締結後5日以内に支払い、理由のいかんにかかわらず返金されない情報提供料、②基本合意書等の締結後直ちに支払う業務中間報酬及び③最終契約が締結された場合に支払う成功報酬が定められ、企業提携の方法は限定されていなかった。
- C社の案件では中核会社が意向表明書を提示し、各案件で基本合意が締結されたが、これらには、最終契約を締結する義務を負わないこと及び一部の条項を除き法的拘束力を有しないことが明記されていた。弁護士による法務調査（D社の案件では基本合意の締結前のレビュー等を含み、いずれも株式譲渡契約書のレビューを含む。）及びD社の案件における外部専門家による財務調査を経て、B社はC社の発行済株式の全部を、原告はD社の発行済株式の全部を購入する内容で株式譲渡契約が締結された。
- 原告及びB社が本件各費用の全額を損金の額に算入して確定申告をしたところ、所轄税務署長は、本件各費用はC社又はD社の株式の取得価額に算入すべきであるとして、B社を吸収合併してその納税義務を承継した原告に対し、原告及びB社の各事業年度に係る法人税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。原告は、審査請求が棄却されたため、これらの処分の取消しを求めて提訴した。

(3) 裁判所の判断

- 法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有価証券の購入のために要した費用」とは、当該費用が「譲渡に係る原価の額」の一部となって譲渡損益の基礎となることに照らし、①特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、②客観的に必要とされるものをいう。①については、有価証券が特定されていることのほか、その「購入」に向けられた費用といえることを要し、例えば、買収の可否やM&Aの手法が決まっていない段階でこれらの判断材料とするために行われた業務の費用はこれに当たらないが、購入に相当程度の蓋然性がある状況下で買収価格決定の参考とするために行われた業務の費用はこれに当たる。
- M&A取引は個別性が高く、DDの結果、株式取得を断念するなど最終的に取引に至らないことも実務上頻繁に生じ得るから、交渉過程の流動性や不確実性が一般的・類型的に低いということとはできない。そうするとDDに係る費用及び仲介業務に係る費用の該当性は、支出の原因となる契約又は業務の目的及び内容、一連の過程における位置付け、その履行時点における株式購入の蓋然性の程度等を踏まえて検討すべきであり、当該時点で、客観的にみて株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に購入の不確実性が解消することを要する。その解消の有無は、会社の構成や意思決定の実情、検討経緯等に照らして実質的に判断すべきであり、必ずしも法人の意思決定機関による正式な意思決定まで

は要しない。

- 本件では、情報提供料は、企業提携の方法が限定されず、契約の締結後 5 日以内に支払うものとされていたところ、当時、株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる事情は見当たらず、かえって対象会社との間で、買収側のほかにもトップ面談等を行った企業（D社の案件では持込み前に破談した先行候補）が存在していた。業務中間報酬については、基本合意に最終契約の締結義務がないこと等が明記され、DDの結果を踏まえて購入の可否を判断することが前提とされていた以上、意向表明書の提示や基本合意の締結によっても当該不確実性は解消されていたとはいえない。法務調査及び財務調査もあくまで企業提携の可否や手法の判断材料とするための調査に留まるものであった（株式譲渡契約書のレビューもC社の案件では他の資料のレビューと並行して行われ、D社の案件でもDD終了後に破談の蓋然性が残っていた。）。他方、成功報酬は、最終契約の締結を条件とするものであり、現に株式譲渡契約の締結を受けて支払われたから上記①及び②を満たす。

2 本判決の意義について

- 課税実務においては、特定の有価証券を取得することを目的としてその取得に関連して支出された費用は広く取得価額に算入すべきものと扱われてきており、本件の各処分も同様の判断に基づき行われたものと考えられます。
- この点、本判決は、上記の二要件（①及び②）を定立した上で、費用の名目などから画一的に結論を導くのではなく、個々の契約・業務の目的や位置付けを踏まえ、その履行時点までに株式購入の不確実性がどの程度解消していたかを個別に検討するものと判示いたしました。国は、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の解釈には公正処理基準の内容を参酌すべきであると主張しましたが、裁判所は、企業結合会計基準を重視することは相当でないとして、この主張を採用しませんでした。また、最終的に買収に至ったか否かによって一律に判断すべきとの主張も採用しませんでした。本判決は、DDの結果が取引を進めるか否かの判断にとどまらず、買収価格や買収スキームの決定にも影響を及ぼすものであり、その費用の性格は局面によって異なり得ると判示し、本件各費用を広く取得価額に算入してきた従来の課税実務の解釈を法令の文言及び趣旨に即して限定したものといたします。
- 本判決は具体的な事情を捨象して一律に論ずることはできないと判示しており、あくまで本件の事実関係の下での事例判断にとどまるものといえます。もっとも、基本合意の締結後の業務に係る費用について当該基本合意に最終契約の締結義務がなく法的拘束力も限定されていたことに加え、DDの結果を踏まえて購入の可否を判断することが前提とされていたこと等から不確実性は解消していないと判断された点は、実務上の意味が大きいと考えられます。また、本件は、買収側の株主がいずれもグループ会社 1 社のみであった事案であり、本判決は、臨時株主総会における意思決定の時期を重視できないとし、D社の案件では同総会の前に既に株式譲渡契約が締結されていたことから、その承認は形式的な

ものにすぎなかったと評価していますが、取締役会決議等の機関決定を経て最終契約を締結するのが通常の会社では、その意思決定の実情を踏まえて蓋然性の判断が行われると考えられます。

- 本判決が示した二つの要件の充足は、支出の原因となる契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過程における当該契約ないし業務の位置付け、これらの履行時点の蓋然性の程度等の諸事情を踏まえて検討すべきとされているため、納税者において事前にその帰結を見通すことは容易でなく、報酬の発生事由・時期、業務の目的・範囲の定めのほか、社内における検討の経過を踏まえ、各業務の履行時点までに不確実性が解消していたと評価し得るかを判断することが求められるといえます。本判決に対しては国が控訴しており、控訴審の判断が注目されます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
E-mail: yumotou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。